

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○農業振興地域の変更(三件)	(農業振興課)	一
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(森林整備課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○都市計画区域の変更	(都市計画課)	三
○都市計画の変更(三件)	(同)	三
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	(建築宅地課)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	五
○教育委員会定例会の開催		五
○人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則		五
○人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則		六
○人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則		六
○人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則		六
○人事委員会の権限(期末手当)の一部委任の一部を改正する告示		六

ページ

告 示

○人事委員会の権限(勤勉手当)の一部委任の一部を改正する告示
七

○人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部を改正する告示
七

収用委員会
○県道山下停車場線2号事件審理の開催
七

○宮城県告示第四百十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年五月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第四百十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十五号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年五月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊二のとおり

○宮城県告示第四百十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年五月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊三のとおり

○宮城県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林

整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四七号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	九・五 一三・五	九・五 一三・五	五三・四
九・五 一一・〇				五三・四

○宮城県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年五月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	加美郡加美町宮崎字南一番四地先から同郡同町宮崎字南一番四地先まで	令和二年 五月十五日

○宮城県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、石巻広域都市計画区域を次のとおり変更した。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画区域の名称
石巻広域都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

石巻市 潮見町の一部

○宮城県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

名取市 飯野坂字北沖、同字南沖、同字小揚場、同字土城堀及び増田字大畔の各一部

富谷市 明石上桜ノ木の一部

松島町 高城字前田沢、同字明神三、同字明神四及び同字田中一の各一部

利府町 森郷字新太子堂、同字新権の木前、同字仲町浦、利府字新神明前、同字館前及び同字

城前の各一部

神谷沢字金沢、同字北沢、同字広畑、同字長田、同字塚元及び同字館の内の各一部

○宮城県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに市街化区域を指定する土地の区域

石巻市 潮見町の一部

○宮城県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画臨港地区

2 名称

仙塩釜釜港石巻港区臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

石巻市 潮見町の一部

○宮城県告示第四百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社グッドアイズ建築検査機構

二 変更後の事務所所在地

(一) 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

(二) 神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十二号

(三) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号

(四) 群馬県利根郡みなかみ町月夜野三千二百七十三番地二

(五) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目十番三号

三 変更しようとする年月日

令和二年五月一日

○宮城県告示第四百二十四号

河南矢本土地区改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月十五日

宮城県東部地方振興事務所

公 告

所長 佐藤 靖

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年五月十五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 富谷市ひより台二丁目二番十
 山形県東根市宮崎五丁目三番十号
 株式会社nobu

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月十五日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 タブレット端末ほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年四月二十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目一
- 五 落札金額 二億五千九百九十六万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年四月七日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年五月十五日

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代

一日時 令和二年五月二十日 午後二時三十分

二場 所 第一会議室

三 事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第三号議案 就学支援審議会委員及び専門委員の人事について

第四号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第五号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

人事委員会

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕一

○人事委員会規則七―十四―三十二

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立

大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると思われる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

附 則

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する。

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―十五―四十

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号に次のように加える。

二 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

附 則

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する。

人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則八―七―十七

人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第一号チに次のように加える。

(4) 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

附 則

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する。

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則十一―二―七十四

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第一号
人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和五十六年人事委員会告示第二号(人事委員会の権限(期末手当)の一部を次のように改正した)。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二(中)を(中)とし、四(中)を(中)までを(中)までとし、(三)の次に次のように加える。

(四) 規則七―十四第五条第二項第四号ハに規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定め

る期間について定めること。
二 この告示の効力の発生する日
令和二年十一月三十日

○人事委員会告示第二号
人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成九年人事委員会告示第七号（人事委員会の権限（勤勉手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。
(四) 規則七―十五第五条第二項第三号ニに規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定める期間について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和二年十一月三十日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。
(三) 規則八―七第四条第一号チ(4)に規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定める期間について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和二年十一月三十日

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第16号

宮城県起業の県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木

地内まで）に係る土地収用事件（県道山下停車場線2号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年5月15日

宮城県収用委員会

1 日時 令和2年6月26日（金）午後2時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等